

深川市農業委員会総会議事録

(第 1 2 回)

令和7年3月27日

開 会 1 0 時 0 0 分

閉 会 1 0 時 4 3 分

深川市農業委員会委員出席者名簿

議 席	氏 名	出席委員	欠席委員
1	五 十 嵐 剛	○	
2	清 水 正 勝	○	
3	山 崎 和 徹	○	
4	富 川 裕 一		○
5	廣 田 和 也	○	
6	近 藤 洋 介	○	
7	青 木 実	○	
8	大 森 毅 英	○	
9	吉 川 永 充	○	
1 0	木 根 和 美	○	
1 1	増 田 貴 志	○	
1 2	光 富 靖 展		○
1 3	大 谷 内 清	○	
1 4	荒 井 優	○	
1 5	板 垣 昭 仁	○	
1 6	菊 入 等	○	
1 7	尾 崎 成 宣	○	
1 8	馬 木 逸 男	○	
1 9	水 野 静 也	○	
2 0	山 川 功	○	
2 1	高 橋 淳 一	○	
2 2	栗 野 良 寛	○	
2 3	佐 々 木 弘 昭	○	
2 4	塩 尻 総 徳	○	
2 5	下 坂 多 伊 子	○	
2 6	中 川 幸 生	○	
2 7	宮 武 努	○	

第12回深川市農業委員会総会議事録

- | | |
|--------|---------------------------|
| 1 開催日時 | 令和7年3月27日（木）10時00分 |
| 2 開催場所 | 市役所大会議室 |
| 3 出席委員 | 五十嵐 剛委員 外24名 |
| 4 説明員 | 宮谷局長・黒田主幹・藤野係長・袴田主査・成田主事補 |
| 5 書記 | 袴田主査 |

宮谷局長

開会宣言（10時00分）

只今から、令和6年度 第12回深川市農業委員会総会を開催いたします。

本日の総会におきまして、富川委員、光富委員から欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

会長よりご挨拶をいただきまして、総会を始めさせていただきます。

菊入会長

おはようございます。最近、山火事のニュースをよく見ますが、自分も過去に消防団に在籍していましたので、現地の消防団の頑張っている姿をみると、どうか無事に消火活動が終わってほしいなと思うところでもあります。さて、三寒四温という言葉がありますが、今はまさに三寒四温の季節で、昨日九州の方では気温が30度近くあるという事で、北海道はまだ寒いですが、寒くなったり暖かくなったりしながら夏に向かっていくのかなと思います。それと備蓄米の話が出ていますが、スーパーで5kg、3,900円くらいで売っているそうですが、我々はそこまで貰っていませんので、店頭に並ぶまでの間で誰が儲けているのかしっかり調べてほしいなと思っておりますし、備蓄米を出したりひっこめたりしながら、どういう値段設定を目指しているのかを国は言いませんので、これから策定される基本計画の中で適正価格の部分についてはしっかり考えていただかないといけないなと思っております。とにかく春になってきましたので、しっかり準備をしてケガの無いように農作業をしていただければと思います。

それでは令和6年度第12回総会を始めたいと思いますので、よろしくご審議お願いいたします。

菊入会長

日程第1、議事録署名委員を指名します。

15番板垣委員、17番尾崎委員を指名します。

菊入会長

次に、日程第2、諸般報告（1）農業行政報告はありませんので、（2）農業委員会業務報告を局長より報告願います。

宮谷局長

2月27日の総会以降、昨日までの主な業務につきましては、お手元に配付のとおりであります。以上で農業委員会業務報告を終わります。

菊入会長

次に、日程第3、委員会報告に入ります。

（1）農地特別委員会開催結果報告を宮武委員長より報告願います。

宮武委員長

（資料に基づき説明）

菊入会長

報告が終わりましたが、質疑はありませんか。

（「なし」という声あり）

菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、(2) 農民特別委員会開催結果報告を清水委員長より報告願います。
清水委員長	(資料に基づき説明)
菊入会長	報告が終わりましたが、質疑はありませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑なしということで報告のとおりを承認いたします。
菊入会長	次に、日程第4、報告に入ります。
	報告第1号 調整委員の指名について、事務局より説明願います。
成田主事補	農用地利用関係調整事務取扱要綱第5条第1号の規定により、記載のとおり調整委員を指名しましたので、ご報告いたします。今月は18件で、番号1番から3番、番号5番が売買に係るあっせん申し出、番号6番から18番は賃貸借に係るあっせん申し出、番号4番が売買及び賃貸に係るあっせん申し出です。申出年月日と指名年月日は、すべて令和7年3月1日です。あっせん申出者、土地の所在等その他詳細につきましては記載のとおりです。
	説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第1号を承認します。
菊入会長	次に、報告第2号 農業者年金農業者老齢年金裁定請求について、事務局より説明願います。
成田主事補	平成13年改正農業者年金基金法附則第8条第1項の規定により、読み替えられてなおその効力を有するものとされた、旧法施行規則 第26条の規定に基づき、記載の方から農業者老齢年金裁定請求書を受理し、農業者年金基金へ提出いたしましたのでご報告いたします。今月は1件で、旧法分です。受給権者の 氏名、生年月日、農業者年金基金への提出年月日、支給開始年月、年金の加入期間等については記載のとおりです。
	説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第2号を承認します。
菊入会長	次に、報告第3号 職員の任免について、事務局より説明願います。
宮谷局長	ご説明いたします。令和7年4月1日付深川市分掌発令に伴い、農業委員会事務局職員の任免について会長が市理事者と予め協議し、農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定に基づき、記載のとおり任免しましたので、ご報告いたします。説明は以上です。

菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	それでは質疑等なしということで報告第3号を承認します。
菊入会長	ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。 (協議会10:10から10:18まで)
菊入会長	農業委員会総会を再開します。 次に、日程第5、議案に入ります。 議案第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の成立状況の確認について、 を議題とします。事務局より説明願います。
菊入会長	記載の方から農地法第18条第6項の規定による通知があり、賃貸借の解約が成立 していると考えられますので、ご審議をお願いいたします。今月は7件で、番号1 番、3番は借主の経営縮小による解約です。番号2番、4番及び5番は、借主都合に よる解約です。番号6番、7番は、借主の経営合理化に伴う解約です。合意解約日と 土地の引き渡し時期については、すべて令和7年3月1日です。解約する土地の所 在等その他詳細につきましては記載のとおりです。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたが、質疑等ございませんか。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第1号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、を議題とします。 事務局より説明願います。
藤野係長	ご説明いたします。記載の方より農地法第3条の規定による農地の権利設定に係る 許可申請書の提出がありましたので、許可の適否についてご審議をお願いいたします。 今月は2件で、申請地及び申請人氏名・理由・借人の経営概況等については記載のと おりです。番号1番は、貸人である法人構成員の家族から農地を使用貸借するもので、期 間は30年です。番号2番は、貸人である法人構成員から農地を使用貸借するもので、 期間は30年です。以上の申請につきまして、地元の委員さんのご意見をお伺いして おりますが、周辺の農地への影響はないと報告いただいております、農地法第3条第2項各号 に該当しないため許可要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。
菊入会長	(「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	(「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第2号は原案のとおり決定します。

成田主事補	次に、議案第3号 農用地利用集積計画作成の要請について、を議題とします。事務局より説明願います。 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和4年法律第56号）附則第5条第1項の規定により、なお従前の例によるとされた改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第15条第4項の規定に基づき、下記に係る農用地利用集積計画作成を深川市に要請するため、審議をお願いいたします。今月は29件で、番号1番から11番までが売買の案件、12番から29番までが賃貸借の案件です。番号1番から4番、11番は、貸付地をそのまま借主に処分するもので、資金対応は、番号1番から3番、11番は自己資金、番号4番はL資金です。番号5番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は自己資金です。番号6番は、出し手が労働力不足により経営縮小するため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応はL資金です。番号7番及び10番は、出し手が離れ地を処分し、経営合理化を図るため、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号7番は自己資金、番号10番はJA資金です。番号8番及び9番は、合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に売買するもので、資金対応は番号8番は自己資金、番号9番はJA資金です。番号12番以降は、賃貸借の案件です。番号12番、16番、25番は期間満了により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間はいずれも5年間です。番号17番、20番、21番、23番、24番、26番、27番は合意解約により返還された農地を、経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号17番、20番、23番、24番、26番、27番は5年間、番号21番は11年間です。このうち番号23番については出し手の残地も併せて貸し付けも行うものです。番号13番、14番、19番、22番は、出し手が耕作不能のため経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、番号13番、14番、19番は5年間、22番は3年間です。番号18番は、出し手の残地を経営拡大を図る受け手に貸し付けるもので、期間は、5年間です。番号28番及び29番は、受け手が北海道農業公社の農地売買等事業による一時貸付を受け、経営拡大を図るもので、期間はいずれも5年間です。以上、利用権を設定する農用地及び内容等その他詳細につきましては記載のとおりとなっており、これらの内容はすべて、改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしております。 説明は以上です。
菊入会長	
菊入会長	説明が終わりましたが、ここで本議案中の番号13番で宮武委員、15番で水野委員、25番で尾崎委員、26番で大谷内委員のそれぞれ議事参与を制限します。
菊入会長	それでは質疑を受けます。
菊入会長	（「なし」という声あり）
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり）
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第3号は原案のとおり決定します。
菊入会長	
黒田主幹	次に、議案第4号 農地法第4条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
黒田主幹	記載の方より農地法第4条の規定による農地転用の許可申請書の提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申

	請人、転用目的等は記載のとおりです。申請地は、農振農用地区域内にありますが、用途区分の変更手続きは済んでおります。申請理由としては、農業用機械の格納庫の建設で、農地法第4条第6項ただし書きにより「農用地区域内農地を 農業振興地域の整備に関する法律 第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途に供する」場合に該当し、転用止むを得ないとするものです。 説明は以上です。
菊入会長	
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり） ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり） それでは異議なしということで、議案第4号は原案のとおり決定します。
菊入会長	
黒田主幹	次に、議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。
	記載の方より農地法第5条の規定による農地転用のための権利設定の申請書提出がありましたので、意見を添え送付のため審議をお願いいたします。今月は1件で、許可申請地、申請人、転用目的等は記載のとおりです。番号1番は、譲受人が一般住宅を建築するもので、譲渡人がこれに賛同したものです、許可申請地は、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められた地域であり、農地法運用通知第2の1の（1）のエの（ア）のbの（c）により、3種農地に該当し、許可相当と認められるものです。 説明は以上です。
菊入会長	
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 （「なし」という声あり） ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。
菊入会長	（「異議なし」という声あり） それでは異議なしということで、議案第5号は原案のとおり決定します。
菊入会長	
藤野係長	次に、議案第6号 令和7年度 最適化活動の目標の設定等について、事務局より説明願います。
	ご説明いたします。「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく、「令和7年度最適化活動の目標の設定等」を決定するため、ご審議をお願いいたします。本件につきましては、農民特別委員会において事前審議され、結果報告のとおり決定することが適当であると審議いただいております。なお、決定された内容につきましては、市ホームページ等において掲載、周知いたします。 説明は以上です。
菊入会長	ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。 （協議会 10：30から10：35まで）
菊入会長	農業委員会総会を再開します。

菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり) ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第6号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第7号深川市農用地利用関係調整規程についてないし議案第9号深川市農業委員会事務処理区分についての3件を議題とします。 事務局から説明願います。
藤野係長	ご説明いたします。農地中間管理事業の推進に関する法律および農業経営基盤強化促進法の改正に伴い、深川市農用地利用関係調整規程、農用地利用関係調整事務取扱要綱、深川市農業委員会事務処理区分の3本を全部改正するものです。 説明は以上です。
菊入会長	ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。 (協議会10:37から10:40まで)
菊入会長	深川市農業委員協議会を終了し、総会を再開します。 説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第7号 ないし 議案第9号は原案のとおり決定します。
菊入会長	次に、議案第10号 市長の権限に属する事務の一部を受任することについてを議題とします。 事務局より説明願います。
藤野係長	ここで総会を暫時休憩します。 深川市農業委員協議会に入ります。 (協議会10:41から10:43まで)
菊入会長	説明が終わりましたので、質疑を受けます。 (「なし」という声あり)
菊入会長	ないようですので本件は原案のとおり決定することに異議ありませんか。 (「異議なし」という声あり)
菊入会長	それでは異議なしということで、議案第10号は原案のとおり決定します。
菊入会長	以上で、議事はすべて終わりましたので、農業委員会総会を終了します。 (総会終了 10:43)